

杣人の会会則

(名称)

第1条 この会の名称は、杣人の会という。

(所在地)

第2条 この会は、事務所を長野県諏訪郡原村 15829 番地に置く。

(目的)

第3条 この会は、里山の整備・保全に努めることに賛同した仲間が集い、里山ライフの充実に向け、知恵と力を出し合い活動する。また、自然の恵みに感謝し、自然とともに、自分らしく生きていこうという会である。里山の整備活動で伐採した樹木類は薪として十分に活用し、森の恵を多くの薪ストーブ愛好者が享受できるようにすることを目的とする。

(活動)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 里山の整備・保全に努める
- (2) 間伐材を含めた樹木類を薪として活用できるよう会員が協力して作業し、分配すること
- (3) この会の趣旨に賛同した者（賛助会員）に薪を販売すること
- (4) 会が所有する機材を有償で貸し出しすること

(会員)

第5条 この会は、正会員および賛助会員（以下、「会員」という。）で構成する。

正会員 この会の趣旨に賛同し、会の活動に年間15日をめぐりに活動参加が見込める者。

賛助会員 この会の趣旨に賛同し、ラベンダー育成等の環境保全活動に興味があり、その活動に参加を希望する者。

(入会)

第6条 正会員の入会は、本人の申し出を受けて事務局が承認し、正会員に報告する。

また、賛助会員の入会は、本人の申し出を受けて事務局が決定する。

(年会費)

第7条 正会員は、毎年1月に当年度分の年会費を支払わなければならない。正会員の年会費は5,000円とするが、期中入会の場合の年会費は別表4に定めるとおりとする。

なお、一旦納入された年会費は返還しない。

(機器類の貸出)

第8条 正会員は、会が保有する機材・機器を有償で貸出を受けることができる。

その料金については別表1のとおりとする。借用にあたっては、機材・機器借用願い（別記様式第1）を提出し、承認を得なければならない。

(退会)

第9条 会員は、退会の申し出をいつでも行うことができる。

(入会金)

第10条 削除

(役員及び選任並びに報酬)

第11条 この会の役員として、相談役、顧問、代表、副代表、会計、監事を置く。

- (1) 代表、副代表、会計、監事は、正会員の互選で選出し、任期は2年間とするが、重任は妨げない。
- (2) 代表、副代表、会計の3役で事務局を構成する。
- (3) 相談役、顧問は会員外の関係者に就任を依頼する。
- (4) 相談役、顧問の報酬は無給とする。
- (5) 代表、副代表、会計、監事の報酬は別表5のとおりとする。なお、期中での就任や退任の場合は年額を役員の在任期間に応じた月数で按分する。

(総会)

第12条 この会の総会は、総会開催日現在の正会員をもって構成し、事業年度の翌年1月に開催する。

2. 総会においては、第13条の議決事項について審議を行い、決定する。
3. 総会は正会員の2分1以上の出席をもって成立する。
4. 総会の議事は、第19条の会則の変更を除き、議決権の2分の1以上で決する。
5. 臨時総会は、正会員の3分の1以上から招集の請求があったときに開催する。

(総会の決定事項)

第13条 総会において議決する事項は以下のとおりとする。

- (1) 当該年度の会計報告、作業ポイントの支払い、その他会の運営に関する全般
- (2) 事業報告及び活動内容報告
- (3) 事業計画及び予算計画の決定
- (4) 役員を選任又は解任
- (5) 会費の額、賛助会員への薪の販売料金、機材・機器の貸し出し料金
- (6) その他運営に関する重要事項

(事業年度)

第14条 この会の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。ただし、設立年度の2014年度は12月15日から翌2015年12月31日までとする。

(事業収入)

第15条 この会は、会員に対して薪の販売、正会員に対する会所有の薪割り機等の貸与、会員の里山整備・庭園管理等の作業を行い、その料金を受け取ることができる。

2. 会員への薪の販売料金、里山整備・庭園管理等の作業料金は別表2のとおりとする。
3. 前項の作業から得た金品はこの会の収入として取り扱い、会の運営に充てる。

(作業報酬)

- 第16条 正会員はこの会の実施する作業および会の活動に従事した時、別表3の作業報酬（ポイント）を受け取る。
2. 年度中に付与された作業ポイントの累計が50,000ポイントを超えた翌月から、ポイントに替えて現金で受け取る。その場合、1ポイントを1円に換算する（以下、同様とする。）。
 3. 各年の12月末の作業ポイントの残高が、100,000ポイントを超えた場合は、超過分について現金に換算して支払う。
 4. 保有する作業ポイントは現金に換算して会の薪の購入、機器・機材の貸出料金に充てることができる。購入金額・数量は別表2で、貸出料金は別表1で定める。
 5. 軽車両で薪の配達、作業中に軽車両で専ら運搬作業に従事した時や業務出張の支払いは別表3のとおりとする。

(配当金)

- 第17条 各年度末の差益金額のうち、その一部を配当金として正会員に対し、その年度中に付与された累計作業ポイントに応じて支払う。なお、配当金の額は各年度の財政状況に応じて事務局が決定する。

(会計年度)

- 第18条 この会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(会則の変更)

- 第19条 この会の会則の変更は、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数決で行うことができる。

(附則)

1. この会は2014年12月15日に発足した。
2. この会の設立時の正会員は、次に掲げる7名である。
会田 進、阿久津 孝夫、小林 明仁、田中 宏和、中谷 博光、矢島 昌彦、山中 裕俊
(アイウエオ順)
3. 2015年12月2日開催の第1回総会においてその一部を改定し、同日から効力を発する。
4. 2016年12月15日開催の第2回総会においてその一部を改定し、同日から効力を発する。
5. 2017年6月19日開催の臨時総会においてその一部を改定し、同日から効力を発する。
6. 2017年12月23日開催の第3回総会においてその一部を改定し、同日から効力を発する。
7. 2018年12月23日開催の第4回総会においてその一部を改定し、同日から効力を発する。

8. 2021年2月24日開催の第6回総会においてその一部を改定し、同日から効力を発する。
9. 2021年5月16日開催の臨時総会においてその一部を改定し、4月1日に遡って適用する。
10. 2022年2月28日開催の第7回総会においてその一部を改正し、同日から効力を発する。
11. 2023年1月9日開催の臨時総会においてその一部を改正し、令和5年1月1日に遡って適用する。

別表 1

(単位：円)

機材名称	正会員	賛助会員
薪割り機 BRAVE	3,000	-
薪割り機 PLOW	2,000	-
チップパー	2,000	-
運搬車	2,000	-
軽車両 (1 日)	-	-
軽車両(半日)	-	-
高枝カッター	600	-
ハヤウチ枝切り	200	-
ブロー	200	-
エンジンチェーンソー -	800	-
電動チェーンソー	300	-
チルホールー式	300	-
エアコンプレッサー	400	-
発電機	800	-

別表 2

(単位：円)

項目	明細	正会員	賛助会員
薪販売単価	針葉樹 (200 本)	4,000	5,000
	針葉樹玉切り (1 台)	3,200	4,000
	雑木 (200 本)	6,000	8,000
	雑木玉切り (1 台)	5,000	6,500
	ナラ (200 本)	12,000	14,000
作業人件費	全日作業 (6 時間)	-	6,000
	半日作業 (3 時間)	-	3,000
薪配達料 (片道)	10 k m以内/1 台当たり	1,000	1,000
	10 k m以上 15 k m以内/1 台当たり	1,500	1,500
	15 k m以上 20 k m以内/1 台当たり	2,000	2,000
機械運搬費	10 k m以内 (片道)	1,000	-
PLOW 薪割機配達料	15 k m以内 (往復)	1,500	-
薪割り機 BRAVE(1 日当り)	人件費込み	-	10,000
チップパー(1 日当り)	人件費込み	-	14,000
運搬車(1 日当り)	人件費込み	-	9,000
軽車両 (1 日当り)	人件費込み	-	10,000
軽車両(半日当り)	人件費込み	-	4,500

別表 3

項目	作業時間等	ポイント/円
作業報酬 (ポイント)	全日作業 (6 時間超)	2,000
	半日作業 (3 時間超)	1,000
	3 時間未満	500
運搬作業 ※1	1 回につき ※2	300
出張 (片道)	10 k m以内	1,000
	10 km以上 20 km以内	2,000
	20 km以上	※3
	有料道路料金	実費
薪配達 (片道)	10 k m以内/1 台当たり	300
	10 k m以上 15 km以内/1 台当たり	500
	15 k m以上 20 km以内/1 台当たり	700
機械運搬費	10 k m以内 (片道)	500
PLOW 薪割機配達料	15 k m以内 (往復)	1,000

※1 運搬の対象は、玉切り、枝、運搬車等の機械、伐採に必要なチルホールやワイヤー等用具一式。

※2 深山フィールドに隣接の場所については適用しない。

※3 20 kmを超える分は 1 kmにつき 50 円とする。

(注) 運搬作業、出張、薪配達は月末の都度、現金精算とする。

別表 4

(単位：円)

項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
正会員	5,000	4,600	4,200	3,800	3,400	3,000	2,500	2,100	1,700	1,300	900	500

別表 5

(単位：円)

役職	報酬
代表	48,000
副代表	36,000
会計	60,000
監事	20,000